

○石巻市心の復興事業補助金交付要綱

平成29年6月22日告示第232号

改正

平成30年3月30日告示第127号

令和3年3月31日告示第147号

令和3年12月8日告示第711号

令和6年3月11日告示第71号

石巻市心の復興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）の被災者（以下「被災者」という。）の生きがいづくりに資する活動を実施する支援団体等に対し、予算の範囲内において石巻市心の復興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「支援団体等」とは、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす支援団体等とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと。
- (2) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (3) 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (4) 当該支援団体等に関する情報が開示され、又は補助事業の実施期間中に開示される予定であること。
- (5) 継続的に活動していること。
- (6) 定款、規約その他これらに類するものを有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備され、又は補助事業の実施期間中に整備される予定であること。
- (7) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条又は第13条の規定による指名停止を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つことを目的としていること。
- (2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれること。
- (3) 被災者が継続的に参加できることを基本とし、一過性のものでないこと。
- (4) 被災者のニーズに対応したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 国、県等が実施する他の補助金の交付決定を受けているとき。
- (2) 事業の全部又は主たる事業を第三者に委託しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として適当でないと認めるとき。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率並びに補助額及び補助上限額は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費は、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額の範囲内で算出する。

3 補助金の額は、前項の補助対象経費に補助率を乗じて得た額で補助上限額の範囲内とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市心の復興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額明細書（様式第2号）
- (2) 支援団体等概要書（様式第3号）
- (3) 事業計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正

であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、石巻市心の復興事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる変更をする場合においては、石巻市心の復興事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の重大な変更

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、石巻市心の復興事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、石巻市心の復興事業遂行状況報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

第10条 規則第14条第1項の規定による事業実績報告をしようとする補助事業者は、石巻市心の復興事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績調書（様式第9号）
- (2) 精算額明細書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の事業実績報告書は、事業完了日（事業廃止について市長の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の事業実績報告書を審査するとともに必要に応じ現地調査等を行い、事業が適切に行われ、その成果が得られたと認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市心の復興事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。た

だし、市長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 概算払の請求は、別表2に掲げる請求時期において、同表に掲げる請求上限額以内で行うものとし、石巻市心の復興事業補助金概算払請求書（様式第12号）によるものとする。
- 3 補助金の額の確定に伴う請求は、石巻市心の復興事業補助金補助金額の確定に伴う請求書（様式第13号）によるものとする。
- 4 補助金の交付に当たり、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付するものとする。

（消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、石巻市心の復興事業補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第14号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分及び管理）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、規則第21条の市長の承認を受けようとするときは、市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をした場合において、当該取得財産を処分することにより収入があると認めるときには、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 補助事業者は、補助事業により第2項に該当する取得財産があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の収益納付）

第15条 補助事業者は、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（関係書類の保管等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、

補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、第14条第1項に規定する財産の管理状況を明らかにするため、取得財産等管理台帳（様式第15号）により、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して市長と協議しなければならない。

（補助金の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であつて、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第127号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第147号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月8日告示第711号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月11日告示第71号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	事業の実施に直接必要となる次の経費とする。 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等のうち、市長が必要と認める経費	
補助率	これまで本補助金を受けたことがない者	9/10以内で、市長が必要と認めた率とする。

	事業実施年度の前年度以前に本補助金を1年度受けたことのある者	8/10以内で、市長が必要と認められた率とする。
	事業実施年度の前年度以前に本補助金を2年度以上受けたことがある者	7/10以内で、市長が必要と認められた率とする。
補助額及び補助上限額	これまで本補助金を受けたことがない者	1事業あたり90万円を上限に、市長が認めた額とする。
	事業実施年度の前年度以前に本補助金を1年度受けたことのある者	1事業あたり80万円を上限に、市長が認めた額とする。
	事業実施年度の前年度以前に本補助金を2年度以上受けたことがある者	1事業あたり70万円を上限に、市長が認めた額とする。

別表第2（第12条関係）

概算払請求時期（①、②とも各1回のみ請求が可能）	請求上限額
① 補助金の交付決定の日から事業計画の終期までの期間における総日数のうち、2分の1の日数を経過する日（以下「中間基準日」という。）	補助金交付決定額の3割
② 中間基準日から事業計画の終期の1月前までの期間	①の請求分と合わせ補助金交付決定額の7割

備考

- 1 市長は、補助事業者の申出を受け、上記の概算払請求時期及び請求上限額の適用では補助事業を遂行できないと認めるときは、これを変更することができる。
- 2 概算払請求額に係る1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。